

平成 31 年 3 月 5 日  
松 江 地 方 気 象 台

**島根県における土砂災害を対象とした大雨警報・注意報の  
暫定基準の廃止について**

島根県の大雨警報・注意報の発表基準について、島根県西部の地震により運用していた暫定基準を廃止し、平成 31 年 3 月 12 日から通常基準に戻します。

平成 30 年 4 月 9 日に発生した島根県西部を震源とする地震により、震度 5 強を観測した大田市では、地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、通常の 8 割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、島根県と松江地方気象台が共同で発表する島根県土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行なうこととしています。

今般、島根県土砂災害警戒情報の暫定基準を平成 31 年 3 月 12 日をもって廃止して通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻しますのでお知らせします。

なお、気象庁が提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」\*についても、通常基準による判定となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用してください。

記

- 1 暫定基準廃止・変更日時  
平成 31 年 3 月 12 日 13 時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準に戻す市町村（別紙に図示）  
大田市  
これにより、島根県内の市町村はすべて通常基準となります。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。以下の URL からご覧いただけます。

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh>

詳細については、以下を参照してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/doshakeikai.html#b>

本件に関する問合せ先： 松江地方気象台 土砂災害気象官 （電話 0852-22-3784）

大雨警報・注意報の暫定基準を廃止して通常基準とする市町村

別紙

